

# 移動等円滑化取組計画書

2020年 1月 31日

岡山空港ターミナル株式会社

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおりお知らせいたします。

## I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項
・当社が保有する4基の旅客搭乗橋（PBB）を、基準に適合するよう順次入れ替えをしてきたが、1基を2019年度に段差のない旅客搭乗橋に更新する。
・トイレ前には音声による案内がないため、2019年度に設置する。
(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項
① 旅客ビルの案内標識を遠くからでも分かりやすい表示に改善する。
② 高齢者、障害者、急病人等、人的支援が必要と思われる旅客に対して、案内カウンターからの情報をもとに空港内事業者が連携、協力して支援できるようにする。

## II 移動等円滑化に関する措置

### ① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
旅客搭乗橋	旅客搭乗橋（PBB）を段差のない搭乗橋とする（2019年度）
音声案内	トイレ入口に音声案内装置を設置する
エスカレーター	エスカレーター前に音声案内装置を設置する

- ② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
空港内他事業者との連携	今回の移動円滑化に関する措置について、空港内他事業者と連携して、誘導や介助等の支援を得られるように対策を講じる。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
アクセス、施設利用情報の提供	ホームページや総合案内カウンターで、施設の利用についてご案内しています。

- ④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者の誘導案内に関する訓練等	高齢者障害者の問題点等を洗い出すため、車イス走行等疑似体験訓練を実施する。

### III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

高齢者、障害者等の協議会やバス、タクシー、鉄道など他の交通事業者との会議に参加し、移動円滑化のために必要な連携に関する情報を共有し、課題があれば解決を図る。
--

### IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由